

# マイナンバーの下4桁の確認および保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



## ① マイナンバーの下4桁を必ずご確認ください

因幡電機産業健康保険組合ホームページにてログインいただき、『資格情報のお知らせ』より当健康保険組合に登録されているマイナンバーの下4桁を、ご確認ください。

因幡電機産業健康保険組合ホームページ <https://www.ids-kenpo.com/>



①こちら(医療費明細)をクリックし、アカウントIDとパスワードを入力し、ログインしてください

ログインしたことがない、もしくはログインIDとパスワードを忘れた方は以下URLをご確認ください  
<https://www.ids-kenpo.com/files/20240918.pdf>

マイナンバーは、マイナンバーカードの裏面に記載されています

お手元のマイナンバーを照合して、誤りがないかご確認をお願いします。被扶養者の情報もご確認下さい。

誤りがあった場合は、お手数ですが因幡電機産業人事課へご連絡ください。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます

## ② 保険証廃止に向けた準備作業を行ってください

マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に **マイナポータル**の資格情報画面または **資格情報のお知らせ** をご用意ください。※健康保険証は令和7年12月1日まで使用可  
**資格情報のお知らせは、令和6年12月31日までの掲載となりますので、被扶養者含めて必ずそれまでにご対応ください**(掲載期間終了後の発行は交付申請書の提出が必要)。  
マイナ保険証の登録・利用方法は [こちら https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40391.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

### ステップ1

マイナンバーカードとスマホを持っている

Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

➢ ダウンロード前に、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、次のページを参照してください。

NO

### ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、スマホは持っていない

Yes

【お願い】

資格情報のお知らせを印刷し、様式の右下を切り取ったものをマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

➢ 資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」※をご提出ください。

NO

### ステップ3

マイナンバーカードを持っていない

Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

➢ マイナ保険証の取得が困難な方については、健康保険証が利用できなくなる令和7年12月2日以降に**資格確認書**を送付します。それまでの間は、現行の健康保険証をご利用ください。



令和6年12月2日以降、健康保険証を紛失した方や新たに被扶養者が加入した方、退職に伴い任意継続に切り替えた方で、マイナ保険証を取得していない場合は「資格確認書」をお送りします。

②医療費明細画面上部の「資格情報のお知らせ」をクリック

本情報は健康保険組合のホームページに掲載されています。  
「資格情報のお知らせ」(PDF) から資格情報のお知らせをダウンロードしてください。  
PDFを出力する際には、対象年度の生年月日 (yyyy/mm/dd) を入力してください。例) 1980年8月10日生まれの場合は、19800810

| 対象者      | 生年月日確認                                | PDF出力                                            |
|----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------|
| テスト クロウ1 | 年 / 月 / 日 <input type="checkbox"/> 送信 | 資格情報のお知らせ(PDF)のダウンロードには、生年月日を入力し送信していただく必要があります。 |
| テスト ナユコ1 | 年 / 月 / 日 <input type="checkbox"/> 送信 | 資格情報のお知らせ(PDF)のダウンロードには、生年月日を入力し送信していただく必要があります。 |

③生年月日を入力・送信

| 対象者      | 生年月日確認                                | PDF出力                                            |
|----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------|
| テスト クロウ1 | 確認済みです。                               | 資格情報のお知らせ(PDF)のダウンロードには、生年月日を入力し送信していただく必要があります。 |
| テスト ナユコ1 | 年 / 月 / 日 <input type="checkbox"/> 送信 | 資格情報のお知らせ(PDF)のダウンロードには、生年月日を入力し送信していただく必要があります。 |

④PDF出力

### ③ マイナポータルの資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】  
資格情報のお知らせに記載された  
QRコードを読み取る

(資料番号)

**資格情報のお知らせ**

あなたは入国する国連事務総長補佐の職務を下記のとおり担当する。以下は試験に必要情報。  
なお、この資格情報は試験当日の試験場で配布する。

|         |     |             |                       |
|---------|-----|-------------|-----------------------|
| 国連      | 000 | 番号          | 0000000000<br>(資格)200 |
| 氏名      |     |             |                       |
| 国別      |     |             |                       |
| 職務内容    |     | 国連          |                       |
| 職務開始年月日 |     | 平成15年12月10日 |                       |
| 職務終了年月日 |     | 〇〇          |                       |

スマートフォンを所持している場合、以下の表示に「スマートフォン」のマークがあることを、  
ご自身の資格情報の有効性を確認する必要がある。詳しくは下記を参照せよ。

— スマートフォン —



スマートフォンを所持している場合、以下の表示に「スマートフォン」のマークがあることを、  
ご自身の資格情報の有効性を確認する必要がある。詳しくは下記を参照せよ。

なお、有効な国連事務総長補佐データベースに登録されている人（登録番号が「200」）にのみ  
有効としている以下のシステムが、利用可能である。詳しくは下記を参照せよ。このシステムは、  
(「スマートフォン」)の744に「新しい」の場合には、国連事務所で登録してください。

\*\*\*\*\* 6825 \*

国連事務総長補佐の職務を  
担当している国連事務総長補佐の登録番号

国連事務総長補佐の職務を  
担当している国連事務総長補佐の登録番号

国連事務総長補佐の職務を  
担当している国連事務総長補佐の登録番号

国連事務総長補佐の職務を  
担当している国連事務総長補佐の登録番号

国連事務総長補佐の職務を  
担当している国連事務総長補佐の登録番号

## 【手順2】 マイナポータルにログインする

□グイン後トップページの  
「健康保険証」を選択

【手順4】  
資格情報画面のダウンロード完了

医療保険の資格情報

05/01

この画面のみでは表示できません。サイト保護記とあわせて医療保険等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月6日 0時4分

|           |            |
|-----------|------------|
| 保 険 者 名   | XXXX健康保険組合 |
| 保 険 者 番 号 | 00000000   |
| 記 号       | 1          |
| 番 号       | 00000      |
| 姓 名       | 00         |
| 氏 名       | XX XX      |

70歳以上の方は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合

—

有効期限

—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、7歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

【手順3】  
「端末に保存」を選択

マイ健康保険証

ホーム 検索 通知 設定 ヘルプ

健康保険証

マイ健康保険証の概要

資格情報

この情報は健康保険証下部から取得できます。

健康保険証

この情報を保存

健康保険証の資格情報として、マイ健康保険証の資格情報として保存します。健康保険証の資格情報は、マイ健康保険証の資格情報として保存します。健康保険証の資格情報は、マイ健康保険証の資格情報として保存します。

健康保険証

関連記録

健康保険証

健康保険証

## ④ よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。  
オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口  
提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

**A4: マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。**  
 なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。 ※申請書については令和7年1月以降に健康保険組合ホームページに掲載予定

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。  
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。

■マイナンバーカード、マイナ保険証に関する問い合わせ  
マイナンバー総合フリーダイヤル Tel. 0120-95-0178

■健康保険、その他の問い合わせ

因幡電機産業健康保険組合 Tel 06-6151-5247 (平日8:45~17:15)